市役所は一部の部署で毎週土曜日開庁しています

福生水辺の楽校

▼多摩川で遊ぼう！参加者募集「多摩川の魚を捕まえてみよう」

多摩川中央公園近くの多摩川に入って網で魚を捕まえます。濡れてもよい服装でご参加ください（ビーチサンダル・クロックス不可）。

日時 7月10日(日)午前9時30分～11時30分
集合場所 川の志民館
対象 中学3年生まで（ただし、未就学児は保護者同伴）
申込み締切り 7月6日(水)

▼多摩川サポーターズ参加者募集「多摩川で捕まえた魚を食べてみよう」

多摩川サポーターズは、水辺の楽校をサポートするボランティア活動です。今回は、多摩川で魚捕りをした後、捕った魚を調理して食べてみましょう。

日時 7月10日(日)午前11時30分～午後2時
集合場所 川の志民館
対象 原則高校生以上
持ち物 タオル、飲み物、軍手、お箸、お皿、昼食（主食となるおにぎりなど）
服装 濡れてもよい服装（ビーチサンダル・クロックス不可）※参加費無料
申込み締切り 7月6日(水)

▼多摩川で遊ぼう「親子で多摩川の源流へ行こう！」

今回は、山梨県小菅村に行きます。親子で滝や淵、険しい渓谷、深い森など源流の自然を体いっぱい体験してみませんか。

日時 7月24日(日)午前8時集合、午後6時解散
対象 小学1～3年生（保護者のご参加が必要です。）
定員 30人（保護者含む）※定員を超えた場合、抽選
集合場所 中央体育館前
活動場所 山梨県小菅村
持ち物 別途通知します。
申込み締切り 7月11日(月)
問合せ 環境課環境係☎551・1718

ネットワーク懇談会開催

市からの情報提供と市民活動団体の抱えている課題等を話し合います。

日時 7月12日(火)午後2時～
場所 輝き市民サポートセンター※参加の場合、7月7日(木)までに電話でご連絡ください。
問合せ 協働推進課☎551・1590

平成23年度市民活動団体事業支援補助金制度説明会を行ないます（追加募集）

市民活動団体が行なう公益的な事業に要する経費の一部を補助する制度です。申請から成果発表までの流れを説明します。

日時 7月9日(土)午後1時30分～4時
場所 輝き市民サポートセンター※予約不要。当日直接会場へお越しください。
補助対象事業 市内で行なわれ団体の自立化につながり、市民にとっても効果的であると思われるもの
補助金額 事業費の7割、10万円以内
応募 7月29日(金)午後5時15分までに協働推進課（市役所第二棟2階）へお持ちください。※土・日曜日を除く

詳しくは、協働推進課、輝き市民サポートセンターにある「募集要項」をご覧ください。市ホームページからダウンロードもできます。

問合せ 協働推進課☎551・1590

市民活動相談日

NPO活動やボランティア活動など地域で活動を始めたい、もっと活動を広げたいなどの相談に、情報提供やアドバイスなどのサポートをします。事前予約でより詳しく相談ができます。

日時 7月16日(土)午前10時30分～正午
場所 輝き市民サポートセンター
問合せ 協働推進課☎551・1590

輝き市民サポートセンター事業プロポーザル審査結果

市民活動の活性化につながる講座・研修等を、企画し実施する事業について、6月11日(土)公開により提案者の説明とヒアリングを行ない、次の活動団体が事業を行なうことに決まりました。

団体名 特定非営利活動法人エコ・コミュニケーションセンター
事業名 思いを形にする「市民むけプログラム」企画・実習講座
開催時期 11月※詳しくは今後広報ふっさ・輝き市民サポートセンターホームページでお知らせします。
問合せ 協働推進課☎551・1590

女性悩みごと相談～羽村市との共同事業～

女性が抱えるさまざまな悩みごとに専門の女性カウンセラーが応じます。

8月の相談日時・場所

【福生市】10日(水)・24日(水)午前9時～午後1時・市役所1階相談室【羽村市】3日(水)・17日(水)・31日(水)午後1時30分～午後4時30分・羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室

※福生市・羽村市在住の女性の方はどちらの市への申し込みも可能です。予約制で先着3人まで（1人50分以内）。

申込み 相談日の1か月前から福生市広報広聴係☎551・1529、羽村市市民相談係☎555・1111へ。

平成23・24年度の新たな行政協力員が決まりました

市では、町会・自治会の区域ごとの行政協力員を委嘱し、市の行政事務の普及等にご協力いただいています。

問合せ 協働推進課☎551・1590

区域	行政協力員名（敬称略）	区域	行政協力員名（敬称略）
福生熊川住宅自治会	遠山 さだ子	原ヶ谷戸町会	橋爪 賢治
南町会	石川 弘	志茂第一町会	井上 正和
内出町会	髙水 章夫	志茂第二町会	武藤 義明
武蔵野町会	野島 康好	本町第一町会	北村 良之
福東町会	越川 昭治	本町第二町会	佐藤 弘治
南田園一丁目町会	持田 洸	本町第三町会	佐藤 義則
鍋ヶ谷戸第一町会	石川 豪一	本町中央町会	笹本 誠一
鍋ヶ谷戸第二町会	森田 龍幸	本町第六町会	清水 誠二
玉川台町会	小川 勇次	本町第七町会	原嶋 キミ子
富士見台町会	溝渕 幸太郎	本町第八第一町内会	笹本 勇司
福栄町会	山田 暁	本町第八第二町内会	榎本 博人
熊川牛浜町会	中村 光昭	武蔵野台一丁目町会	松本 信夫
福生団地自治会	宮下 義夫	加美平団地自治会	西川 雅博
南田園二丁目町会	福原 敬三	永田町会	井梅 泰雄
南田園三丁目町会	上野 昌平	長沢町会	小澤 芳輝
牛浜第一町会	堀江 秀夫	加美第一町会	齋藤 紀幸
牛浜第二町会	佐藤 喜久雄	加美第二町会	中里 友義

市内の町会・自治会 福生全域で夏祭り

毎年7月終わりの土曜日・日曜日に、市内全域で一斉に夏祭りが行なわれます。

福生市町会長協議会では、東日本大震災を受け、開催について検討を重ねた結果、通常通りに夏祭りを開催し、福生で生まれた元気を届けることで被災地を応援しようと開催が決定しました。

この夏祭りは、神輿や山車が、町会・自治会ごとに市内を練り歩き、大人も子供も楽しめる福生の代表的な行事の一つです。それぞれの町会・自治会で工夫を凝らし、地域の絆を深める大切な交流の場となっています。ぜひ夏祭りにご参加ください。

開催日 7月30日(土)・31日(日)
問合せ 協働推進課☎551・1590

福生市清潔で美しいまちづくり条例が施行されました

●条例制定の背景と目指すもの

平成22年12月に開催された福生市議会第4回定例会で、議員提案の「福生市清潔で美しいまちづくり条例」が可決され、制定されました。

この条例では、ポイ捨て、犬のふんの放置、さらに喫煙に関するルールを定めています。

また、喫煙に関しては路上禁煙区域を設けることもでき、そうした区域において指導、勧告等に従わない場合、過料を徴収することもできるようになっております。

過料は2,000円としました。この過料を徴収することは本来の目的ではなく、そうしたことに至らないよう市と市民がさまざまな施策を行なうことで快適な環境をつくっていきます。

●条例の特徴

【①禁止される行為】

公共の場所等（道路、公園、他人が所有又は管理する土地など）では、次の行為が禁止となります。

1.ポイ捨てをすること。
2.飼い犬のふんを放置すること。
3.歩きながら、また自転車等で走行しながら喫煙すること。

【②市民（滞在者を含む）、事業者の方へのお願い】

1.吸い殻、空き缶等は適正に処理してください。
2.飼い犬を散歩、運動させるときは、ふんを持ち帰るための用具を携行し、ふんを適正に処理してください。

【③喫煙者へのお願い】

1.周囲の方に迷惑と危険を及ぼさないよう配慮してください。
2.吸い殻入れを使用してください。
3.歩きながら、また自転車等で走行しながら喫煙しないでください。

●今後の予定

①指導員の設置

ポイ捨て等の防止及び路上喫煙等の規制のため、必要に応じて指導員を設置します。当面の間、条例の周知を行ないますが、今後状況を見ながら指導、勧告、命令を行ないます。

②清潔で美しいまちづくり重点区域の指定

特に推進する必要があると認める区域を重点区域として指定します。その際には標識等で周知します。

③路上禁煙区域の指定

周辺の住民、事業者、関係機関のご意見を聞きながら、特に必要があると認める区域を路上禁煙区域として指定します。その際には標識等で周知し、特別に喫煙出来る場所の確保等も検討します。また、路上禁煙区域内において、特別に喫煙できる場所以外で喫煙し、指導員による指導、勧告、命令に従わなかった場合2,000円の過料に処される場合があります。

問合せ 環境課ごみ対策係☎551・1731

「災害時 みんなを守る 地域の力」町会・自治会に加入しましょう